# 

2022 No.722



### **CONTENTS**

01 Opinion

「コロナ禍における電機業界の現状と、青年部の今後の取り組みについて」 岩手県電機商業組合青年部 青年部長 吉田 寛

02~13 ●主要記事

02~03 新春中央会組合トップセミナー2022開催

04~06 令和3年度 中小企業労働事情実態調査結果の概要

令和元年度補正・令和二年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性 14~15 ●岩手県内中小企業概況(1月) 向上促進補助金」一般型・グローバル展開型(特別枠・事業再開枠含 む)8次締切分の採択発表について

80 令和4年4月1日より改正育児・介護休業法が施行されます 09~10 令和4年4月1日よりパワハラ防止法が中小事業主の義務化となります

11 岩手県ILC推進協議会【ILC Current Topics】(第6号)

東北運輸局岩手運輸支局、公益社団法人岩手県トラック協会からのお知らせ 貨物自動車運送事業者の適正な運賃収受について 協会けんぽからのお知らせ 令和4年度の保険料率が変わります

13 会員組合等実施事業のご紹介

16 ●中央会Information

# 岩手県中小企業団体中央会

https://www.ginga.or.jp/



# 「コロナ禍における電機業界の現状と、 青年部の今後の取り組みについて」

# 岩手県電機商業組合青年部 青年部長 吉田 寛



我々青年部の親会である岩手県電機商業組合は、令和4年度に創立60周年を迎えます。青年部が発足したのは7年前で、全国的に見ると遅いスタートとなりました。その背景には、東日本大震災により沿岸部の地域電気店が被災したことが大きく関わっています。しかし、被災を経験したからこそ、青年部が設立する際には、団結力、支えあい、思いやりなどをいっそう強く持つメンバーが集結することとなりました。現在36名で活動しており、技術的な研修、Zoomの活用方法、協業システムの活用、まちのでんきやブランディング化、オリジナルまちのでんきやポロシャツ、ジャンバーの販売、東北青年部サミット、全国青年部サミットといった様々な事業に取り組んでいます。

コロナ禍における社会全体での電機、家電等の流通については、テレワークを実施する事業者が多い大都市圏において、パソコンや周辺機器の需要増が顕著でありました。全国でのパソコン普及率は 77.3 パーセントとかなり普及が進みました。さらに、在宅勤務によりエアコンの販売台数も伸びています。北日本においては、エアコン普及率はまだ 60 パーセントと低い傾向にありますが、今後、温暖化が進むにつれてまだまだ販売台数は伸びる可能性があります。空気清浄機など、仮にコロナが長期化したとしても堅調に消費を伸ばせる製品やサービスもあると思われます。こうした中でも、半導体不足に関しては、エコキュートや、家電の修理部品、ウオシュレットなどは先行き不透明な部分があります。今後の動向を見て、お客様に不便を感じないよう、貸し出しなどで対応していきたいと思います。

地域家電店の発展のため、私たち岩手県電機商業組合青年部は全国の電機商業組合と連携し、まちのでんきやプロジェクトの発信、岩手県独自のホームページの作成、現在進行中の岩手県まちのでんきや協業システムについて、厚生労働省の働き方改革推進支援助成金(団体コース)を利用し、スマホやパソコンを使った仕事における岩手県の青年部員との協業を可能とすることで、現場での作業の円滑化や効率化を目指します。来年度にはすべての機能が使えるようになります。

今後は、高齢化が進む地方の暮らしに寄り添える地域高齢者サポーターとしての「まちのでんきや」を目標に、今コロナ禍で不便を感じている方々に岩手県電機商業組合青年部が少しでも貢献できるよう個々の意識改革を図っていきます。他業種への視察、研修、個々のスキルの向上、新しい家電の勉強に取り組み、時代の変化に対応しながら、少しずつ前に進んでいきたいと思います。高齢化社会に必ず求められる地域店を目指して。

# 新春中央会組合トップセミナー2022 開催

1月13日(木)、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングにおいて、新春中央会組合トップセミナーを開催した。新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、会場においては徹底した対策を講じたほか、昨年に引き続き、会場の様子をWeb会議サービス「Zoom」によるリアルタイム配信することでオンライン参加も可能としたハイブリッド形式で開催し、会場・オンライン合わせて91名の参加を得た。

小山田中央会会長の挨拶の後、岩手県商工労働観光部商工企画室企画 課長 伊五澤 敬 氏より「令和 4 年度の県の商工労働観光施策の方向性に ついて」と題し講演を頂いた。県内の新型コロナウイルス感染症の状況や 事業者への影響と、これまでの商工労働観光部の感染症対策の主な取組 のほか、産業集積や人口減少対策への取組が説明された。また、これらを 踏まえ、令和 4 年度当初予算においては「岩手で暮らす魅力の向上によ る移住・定住の促進」「地域経済を支える中小企業の振興」「沿岸地域の暮 らしの再建となりわいの再生」を重点施策と位置づけ要求を行っている ことを、主な事業内容とともに紹介された。



小山田中央会会長による主催者挨拶



講演をする伊五澤企画課長



祝辞を述べる保副知事



試飲提供された「獺祭」



管弦楽団によるミニコンサート

新春記念講演の部では、日本酒「獺祭」で知られる旭酒造株式会社会長 桜井 博志氏より「ピンチをチャンスに変える逆転発想経営~ウィズ・アフターコロナ時代を生き抜くために~」と題し、山口県岩国市よりオンラインにて講演を頂いた。厳しい経営環境の中だからこそ取組むべき課題と方向性を見出して成功に至った経緯を、体験談を踏まえつつ説明されるとともに、現在計画中のアメリカ現地製造拠点開設に懸ける思い・意気込みが紹介された。参加者は、「あえて大規模装置に頼らなかったこそ現在がある」というまさに逆転発想の成功談に驚嘆するなど、興味深く聴講している様子であった。

講演会終了後には、2年ぶりとなる新年交賀会を開催。小山田中央会会長の挨拶の後、保和衛岩手県副知事による祝辞、岩手県商工会議所連合会谷村邦久会長のご発声による乾杯により開宴した。今年は桜井氏に新春記念講演に登壇頂いたことから、講演内でも紹介された日本酒「獺祭」3種を試飲酒として提供。また、昨年10月27日に開催された第5回フジ・シードル・チャレンジ2021で最高賞「最優秀ノン・ヴィンテージシードル」を受賞した「滝沢りんごワイン・ポム・シードル」を含む「くずまきワイン」も試飲酒として提供し、株式会社岩手くずまきワイン代表取締役社長である鈴木重男葛巻町長よりワインの特徴や今年の出来栄えなどについてご紹介頂いた。

なお、コロナ禍の新しい宴席様式の提案として、試飲酒を自席での注文制にするなどの感染対策を施すとともに、着席しながら参加者が楽しめるようプログラムを準備。昨年11月25日に開催された第73回中小企業団体全国大会神奈川大会「感謝の夕べ」における岸田文雄内閣総理大臣の挨拶 VTR の放映、管弦楽団によるミニコンサートを行い、参加者からも好評を得た。

和やかな雰囲気の中、参加者は新年の決意を新たにするとともに懇親 を深め、岩手県商工会連合会 髙橋 富一 会長の中締めにより盛会裏に終 了した。

### <新春記念講演 内容(冒頭/一部編集)>

講師: 旭酒造株式会社会長

旭酒造ホールディングス株式会社 社長

桜井 博志 氏

演 題: 「ピンチをチャンスに変える逆転発想経営」

~ウィズ・アフターコロナ時代を生き抜くために~

皆様こんにちは。旭酒造の桜井です。本来であれば皆様の前で ご挨拶するところですが、リモートでお話させて頂くことをお許 しください。本日参加の皆様を見まして、「私が話していいのかな」 と思っておりましたが、ある意味で言うと、地域のしがらみ・業 界のしがらみから離れた結果として旭酒造の現在がありますので、 皆様の参考になるのか、それとも悪い方の見本になるのか分かり ません。ここは皆様に、ぜひご自身で消化して頂き、批判は甘ん じて受けますし、また何かの折に使って頂ければと思っておりま す。それでは話を進めて参ります。



オンラインで講演する桜井会長

一昨年の11月に行われましたサザビーズ香港のオークション。ワインのオークションで、いま世界一大き な規模は香港のサザビーズです。ここに「獺祭」を出品しました。50~60万円程度ではないかという当初予 想があったのですが、実際には、5 本出品したうちの 1 本が 84 万 3750 円、残る 4 本も 70 万台後半から 80 万円台でした。飲食店やマーケティング会社が付けた価格ではなく、実際に付いた小売価格としてはおそらく 世界一高い日本酒が「獺祭」だと思います。この背景には変わった取組があります。私どもは山田錦のコンテ ストを行っています。なぜこのようなコンテストを開催しているか。私どもは米を原料として使用する者とし て、いろいろな農家の皆様とお話をしてきて、「山田錦を増産して欲しい」「いいお米を作って欲しい」とお願 いをしてきました。しかし、農家の皆様から「農業に希望が持てない」「夢が持てない」という話が聞こえて きました。夢の無い農業――。私どもはその「夢の無い農業」から生まれる米を原料として使っていていいの か、という思いからコンテストを企画しました。山田錦の全国1位を競うコンテストで、当時の1位の賞金は 2500 万円です。1 俵 50 万円で買い取り、タンク 1 本分の 50 俵で 2500 万円です。こうしてタンク 1 本を仕 込んだわけですから、普通に売っても採算が合わないわけです。そこで先程の話に繋がるのですが、とにかく 「日本酒にはどの程度の値段が付くのかやってみよう」「世界の土俵で勝負してみよう」といった思いで出品 したのがサザビーズのオークションです。その結果、お陰様で1本84万3750円という評価を頂き、非常に ありがたいと思いました。この年、23本だけ同じタイプのお酒を作り、残りのお酒は全てブレンドに回して しまいましたが、その720ml23本のお酒は、現在は既に販売済みもしくは売り先が決まっているという状況 で、日本には残り3本あるのみです。世界における日本酒の地位が、それだけの価格が付くまでになってきて いるということです。また、オバマ氏が大統領であったときに、ありがたいことにアメリカ大統領府の公式晩 餐会で「獺祭」が乾杯酒に使われました。アメリカ大統領府が日本の酒を乾杯に使ったのは初めてでしたし、 おそらくその後も「獺祭」以外に使われたことはないと思います。



酒蔵を引き継いだ当時の状況について語る 桜井会長

このように栄誉ある場面でも使っていただいておりますが、こうした状況になったのは、市場の中で私どもが、業界や地域のしがらみに囚われていては生きていけない過酷な現実があったからです。私どもの酒蔵は山々に囲まれ、付近の集落にも10人程度しか住人はおりません。酒蔵を中心に半径5kmの円を描いても、約200名強しかおりません。岩国市周東町は全人口でも1万5000人程度しかおらず、地元に市場が無かったのです。さらに、1984年に私が酒蔵を継いだとき、前年比で売上85%が10年続き、売上が1/3に落ち込んだ状態でした。ですから、地域は過疎で市場は無い、酒蔵自体は負け組だったわけです。こうした現状が、ある意味で言うと、結果としてプラスになったのです。

# 令和3年度 中小企業労働事情実態調査結果の概要

本会では、県内の中小企業における労働環境を的確に把握し、国等の適正な中小企業労働施策及び支援 方針の策定に反映させるため、「岩手県における令和3年度中小企業労働事情実態調査」を実施した。そ の結果の概要として、今回は調査項目の中から「経営について」、「従業員について」、「賃金改定について」 の主要部分のほか、新型コロナウイルスの影響を踏まえ「今後実施していきたい方策について」報告する。 なお、本調査は毎年7月1日時点の状況について実施しているものである。

### I. 回答事業所の内訳

調査対象事業所 800 事業所のうち、回答のあったのは 502 事業所で、内訳は製造業 214 事業所、非製造業 288 事業所であった。

調査対象事業所数	回答事業所数	回答率
8 0 0	5 0 2	62.8%

### Ⅱ. 経営について

### ①経営状況と主要事業の今後の方針

現在の経営状況については、1年前と比べて「悪い」が46.2%(前年59.1%)で最多、次いで「変わらない」40.1%(前年34.6%)、「良い」13.7%(前年6.2%)の順となっている。

主要事業の今後の方針については、「現状維持」68.0%、次いで「強化拡大」24.3%、「縮小」5.5%、「廃止」1.4%、「その他」0.8%の順となっている。

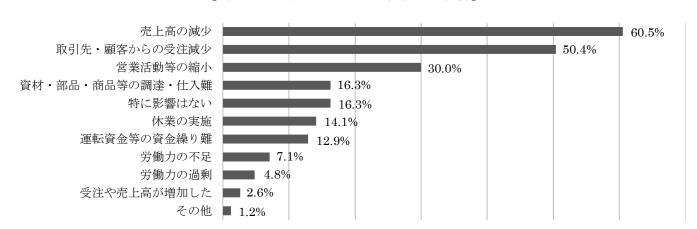
### ②経営上の障害

経営上の障害については、「販売不振・受注の減少」45.2%が最多、次いで「人材不足(質の不足)」44.4%、「同業他社との競争激化」30.6%の順となっている。(昨年調査「販売不振・受注の減少」51.9%、「人材不足(質の不足)」40.9%、「同業他社との競争激化」32.5%の順)

### ③新型コロナウイルスによる経営への影響

新型コロナウイルスによる経営への影響については、「売上高の減少」60.5%が最多、次いで「取引先・顧客からの受注減少」50.4%、「営業活動等の縮小」30.0%、「資材・部品・商品等の調達・仕入難」及び「特に影響はない」16.3%の順となっている。

### 【新型コロナウイルスによる経営への影響】



### Ⅲ. 従業員について

### ①従業員1人当たりの年次有給休暇の平均付与日数と平均取得日数

= 7.6%

令和 2 年 1 月から同年 12 月までの従業員 1 人当たりの年次有給休暇の平均付与日数は、「15~20 日未満」が 53.8%と最も多く、次いで「20~25 日未満」17.9%、「10~15 日未満」14.3%の順となっている(昨年調査「15~20 日未満」51.8%、「20~25 日未満」19.6%、「10~15 日未満」 15.2%の順)。

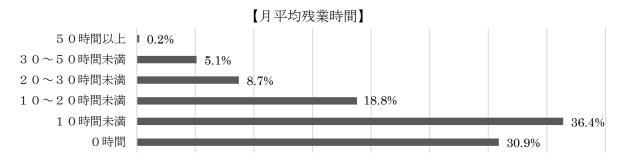
一方、平均取得日数は「5~10 日未満」が 54.0%と最も多く、次いで「10~15 日未満」31.7%、「5 日未満」7.6%の順となっている(昨年調査「5~10 日未満」49.1%、「10~15 日未満」33.7%、「5 日未満」9.8%の順)。

### 【年次有給休暇の平均「付与」日数】 25日以上 3.2% 20~25日未満 **■** 17.9% 15~20日未満 **■** 53.8% 10~15日未満 **14.3%** 10日未満 **1**0.8% 【年次有給休暇の平均「取得」日数】 20日以上 ■ 1.4% 15~20日未満 10~15日未満 **■** 31.7% 5~10日未満 **■** 54.0%

### ②従業員1人当たりの月平均残業時間

5日未満

令和 2 年 1 月から同年 12 月までの従業員 1 人当たりの月平均残業時間は、「10 時間未満」が 36.4% と最も多く、次いで「0 時間」30.9%、「 $10\sim20$  時間未満」 18.8%となっている。(昨年数値「10 時間未満」 35.7%、「0 時間」27.5%、「 $10\sim20$  時間未満」 20.0%の順)



### ③新型コロナウイルスによる従業員等の雇用環境の変化

新型コロナウイルスによる従業員等の雇用環境の変化については、「特に影響はない」が 52.0%と最も 多く、次いで「労働日数を減らした従業員がいる」16.8%、「子の学校等休校のため欠勤・遅刻・早退を した従業員がいる」16.4%の順となっている。

### 【新型コロナウイルスによる従業員等の雇用環境の変化】



### Ⅳ. 賃金改定について

### ①賃金改定の実施状況

令和3年1月1日から7月1日までの間の賃金改定の実施状況を見ると、「引上げた」事業所が40.0% (昨年調査36.5%)と最も多い。次いで「未定」26.2%(昨年調査28.3%)、「今年は実施しない(凍結)」 24.2%(昨年調査27.2%)の順となっている。

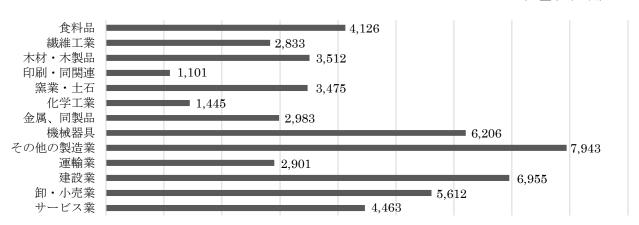
### ②昇給の状況

昇給の額について業種別で見ると、「その他の製造業」7,943 円が最多で、次いで「建設業」6,955 円、「機械器具」6,206 円、「卸・小売業」5,612 円の順となった。(昨年調査では、「建設業」10,854 円、「窯業・土石」5,982 円、「運輸業」5,646 円、「卸・小売業」5,337 円の順)。

回答事業所全体の昇給額の平均は4,709円(昨年調査4,728円)となっている。

### 【平均昇給額(業種別)】

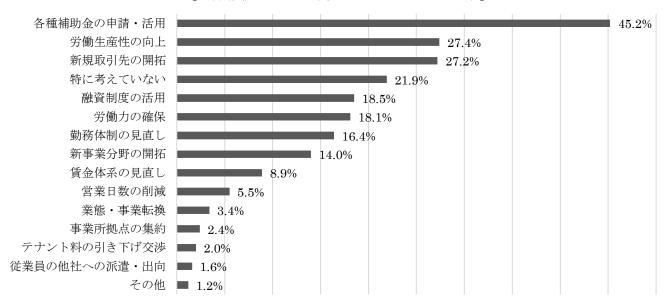
(加重平均・円)



### Ⅴ. 今後実施していきたい方策について

新型コロナウイルスの影響を踏まえ、事業所が事業継続のために今後実施していきたい方策については、「各種補助金の申請・活用」が 45.2%と最も多く、次いで「労働生産性の向上」 27.4%、「新規取引先の開拓」 27.2%、「特に考えていない」 21.9%、「融資制度の活用」 18.5%の順となっている。

### 【事業継続のために今後実施していきたい方策】

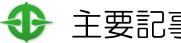


# 令和元年度補正・令和二年度補正「ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金」一般型・グローバル展開型(特別枠・事 業再開枠含む)8次締切分の採択発表について

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金〔一般型・グローバル展開型〕の8次締切につきまして は、令和3年8月17日から11月11日までの期間において公募を行ったところ、全国で4,653者からの申請 がありました。全国採択審査委員会において厳正な審査を行った結果、このうち、2,780者(うち**岩手県内19** 者)を採択することといたしましたので、お知らせいたします。詳細につきましては、ものづくり補助金総合 サイトをご参照ください。https://portal.monodukuri-hojo.jp/saitaku.html 以下は、岩手県(事業実施場所)で採択された事業者の一覧です。

### 【ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 採択先一覧】 (受付番号順 岩手県地域事務局分)

No	事業者名	事業計画名	実施 場所
1	株式会社スカイファーマ	コロナリスク低減に資する新たな調剤プロセス構築による生 産性向上	盛岡市
2	株式会社八和総業	型枠工事工程の自動化による効率化と廃棄資源の再利用の実現	陸前高田市
3	有限会社第一相互自動車整備工場	次世代EV車対応強化、新型リフト導入による生産プロセス 改善!	奥州市
4	有限会社Q-Lights	有機 E L フレキシブルデバイス用バリア膜の水蒸気透過度 (WVTR)評価サービスの事業	花巻市
5	有限会社橋勝商店	カスタマイズ型の総菜販売を通じた新規顧客の獲得事業	陸前高田市
6	株式会社総合土木コンサルタンツ	クラウド自動解析ドローン技術による災害対策及び測量業界 の牽引	一関市
7	有限会社マシナリー高橋	最新 5 軸加工機導入及び工程改善による小型製品の生産性向 上と販路拡大	奥州市
8	東磐運送株式会社	IOT活用IT点呼とAI運行管理システムによるサービス 力向上	一関市
9	三陸土建株式会社	新素材の光硬化樹脂での管更生工事の不良撲滅と災害対策の促進	盛岡市
10	有限会社青山興業所	ASVへの対応強化のための車検業務の効率化・平準化による生産性向上計画	盛岡市
11	福士歯科医院	高齢化する地域社会で「噛む力」を維持する包括的歯科医療の 実現	滝沢市
12	株式会社ぼびん	デザイン力を核とした営業力と提案力を融合した加工サービス事業	滝沢市
13	有限会社ヤマキイチ商店	生け簀内の海水温管理及び濾過循環システム構築による業務 効率化並びに利益率改善	釜石市
14	株式会社エイティーシー	芯出し顕微鏡/ITVカメラシステム付三次元測定機を導入することで検査体制を確立し、医療機器、自動車分野の受注拡大を図る。	奥州市
15	遠藤歯科医院	地域の健康を口内から支えるトップクリニックへ	盛岡市
16	じゅん歯科クリニック	口腔内スキャナの導入によるデジタル化による患者様の負担 軽減と感染対策、質の高い診断・治療の提供	盛岡市
17	有限会社川村商店	3 軸制御NCルータ導入による生産性向上と新たな取引ニー ズの取込み	北上市
18	株式会社佐々木米穀店	新設精米ラインの導入による6次化高付加価値米の提供体制 の強化	盛岡市
19	有限会社アセス	水質分析の迅速・高度化による競争力強化と地域サービスの向上	北上市



# · 主要記事 Topics

# 令和4年4月1日より改正育児・介護休業法が施行されます。

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業給付に関する所要の規定の整備等について令和4年4月1日より施行されます。詳細は、下記ホームページをご参照ください。

1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化(令和4年4月1日施行) 育児休業と産後パパ育休の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講 じなければなりません。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、**事業主は育児休業制度等に関する以下の事項** の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

ンはというというとは、一直は、これには、一直は、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに					
周知事項	① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い				
個別周知・意向確認の 方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ。				

2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和(令和4年4月1日施行)

### 現行

(育児休業の場合)

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1 歳 6 カ月までの間に契約が満了することが明らかでない



# 令和4年4月1日~

・(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

- 3 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設
- 4 育児休業の分割取得(令和4年10月1日施行)

	産後パパ育休 (R4.10.1~) 育 休とは別に取得可能	育休制度(R4.10.1~)	育休制度(現行)
対象期間	子の出生後8週間以内に4週	原則子が1歳	原則子が1歳
取得可能日数	間まで取得可能	(最長2歳)まで	(最長2歳)まで
申出期限	原則 <b>休業の2週間前</b> まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して <b>2回</b> 取得可能(初めに まとめて申し出ることが必要)	分割して <b>2回</b> 取得可能(取得の際にそれぞれ申出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休 業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、1歳 半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場合に 限り <b>再取得可能</b>	再取得不可

5 育児休業取得状況の公表の義務化 (令和5年4月1日施行) 従業員数 1,000 人超の企業は、**育児休業等の取得の状況**を年1回公表することが義務付けられます。

ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html





# 主要記事 Topics

## 令和4年4月1日よりパワハラ防止法が中小事業主の義務化となります

令和2年6月にパワーハラスメントの防止に関する法律(改正労働施策総合推進法)が施行され、**令和4年4月1日より中小企業はハラスメントの防止・対策を行うことが義務化されます。**パワハラは年々増加傾向にあり、被害者はうつ病や PTSD 等の発症、自殺に追い込まれるケースがあり、パワハラの防止措置や相談体制の強化を早急に備える必要があります。制度の詳細は下記HPをご覧ください。



令和2年度民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全項目で「いじめ・嫌がらせ」の件数が、79,190件(前年度比9.6%減)で9年連続の最多。次いで自己都合退職(39,498件)、解雇(37,826件)となった。(出典:厚生労働省 令和2年度個別労働紛争解決制度の施行状況)

### 職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置について

ハラスメントを防止するために、事業主は**以下の①~④の措置を必ず講じなければなりません(義務)。** 

### ① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ・ 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ・ 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

### ② 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ・ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ・ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

### ③ 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ・ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ・ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- ・ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと
- 再発防止に向けた措置を講ずること

### ④ そのほか併せて講ずべき措置

- ・ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
- 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

### 事業主及び労働者の責務について

以下の事項に努めることが、**事業主・労働者の責務として法律上明確化されました。** 

### 【事業主の責務】

- ・ **職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないこと**等これに起因する問題に対する労働者の関心と理解を深めること
- ・ その雇用する労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと
- ・ 事業主自身(法人の場合はその役員)がハラスメント問題に関する関心と理解を深め、労働者に対する言動に必要な注意を払うこと

### 【労働者の責務】

- ・ ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に注意を払うこと
- ・ 事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

### 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止について

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に 協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることが、法律上禁止されました。

# 事 Topics

職場におけるパワーハラスメントの定義

職場において行われる①**優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた** ものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①~③までの要素を全て満たすものをいいます。

職場におけるパワハラの3要素	具体的な内容
①優越的な関係を背景とした言動	当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの。例は以下のとおり・職務上の地位が上位の者による言動・同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの 等
②業務上必要かつ相当な範囲を超 えた言動	社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性 がない、又はその態様が相当でないもの
③労働者の就業環境が害される	当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業 環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労 働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること

### 職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例

以下は代表的な言動の類型、類型ごとに典型的に職場におけるパワハラに該当すると考えられる例です。個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ること、例は限定列挙ではないことに十分留意し、職場におけるパワハラに該当するか微妙なものも含め広く相談に対応するなど適切な対応を行うことが必要です。

代表的な言動の6つの類型	該当すると考えられる例
1 身体的な攻撃	・殴打、足蹴りを行う ・相手に物を投げつける
2 精神的な攻撃	・業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行う ・他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行う
3 人間関係からの切り離し	・自身の意に沿わない労働者に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離したり、自宅研修させたりする ・1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。
4 過大な要求	・新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベル の業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する
5 過小な要求	・管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる ・気にいらない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない
6 個の侵害	・労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。

### 裁判事例(出典:厚生労働省運営 あかるい職場応援団)

### 【事案】

X (男性)はY病院に入社し、看護師資格の取得を目指し看護専門学校に通学しながら准看護師として勤務していました。同病院には男性准看護師5名が勤務しており、A が一番上の先輩で、X が一番下の後輩でした。男性准看護師の間では先輩の言動が絶対的とされ、一番先輩であるA が後輩を服従させる関係が継続していた。忘年会においてA からX に対し、「あのとき死んじゃったら良かったんだよ、馬鹿」、「うるせえよ、死ねよ」等と発言した。その後も引き続きA らは、Y 病院の仕事中においても、X に対し何かあると「死ねよ」と告げたり、「殺す」などの文言を含んだ電子メールを送信した。

### 【請求内容】

Xが自殺したところ、遺族(両親)がAおよびY病院に対し、いじめによってXが自殺に追い込まれたとし、 民事損害賠償請求を提起した。

### 【判決】

Xの自殺はAのパワハラが原因のものと認められAに対し 1,000 万円、病院とAが連帯して 500 万円の損害賠償責任を負うように命じた。

### ホームページ

### 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



# 岩手県 ILC 推進協議会 [ILC Current Topics] (第6号)

「国際リニアコライダー(ILC)に関する有識者会議について」

令和3年7月29日、文部科学省において「国際リニアコライダー(ILC)に関する有識者会議」が 第2期として再開されました。

この有識者会議は、ILC計画に関する検討を行うため、文部科学省が平成 26 年に設置したもので、 国際コミュニティがILCを日本に建設することを提案していることや、国内においても誘致を推進す る動きがあることを踏まえたものです。

有識者会議は平成30年7月に「ILC計画の見直しを受けたこれまでの議論のまとめ」を取りまとめ ました。また、これを受け、文部科学省は日本学術会議に審議を依頼し、日本学術会議は、同年 12 月に、 「ILC計画の見直し案に関する所見」を取りまとめました。

こうした検討を経て、平成31年3月に、日本政府として初めてILCへの関心を表明しています。

今般の有識者会議は令和3年6月にILC国際推進チーム(IDT)が「ILC準備研究所提案書」を 公表するとともに、国内の研究者コミュニティがILC計画に関する主な課題の対応状況を公表したこ とを受け、再開されたものです。

会議は、これまでに4回(※令和3年12月15日時点)開催され、学術的意義や準備研究所の役割な どについて有識者会議の委員とILCに取り組む研究者とのやりとりなどが行われています。また、文 部科学省は「現時点では具体的な候補地を想定した議論はできない」としていますが、土木工事や環境・ 安全対策の取組や建設コストの見積りの妥当性等も確認することとなっており、地元の取組も含め、研 究者側から具体的な説明がされています。

会議の取りまとめは年度内に行うこととされており、会議の資料や議事録など、有識者会議に関する 情報を文部科学省のHPから見ることができますので、御参照ください。

### 【参考】

文部科学省HP

https://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/shinkou/064/index.html





# 東北運輸局岩手運輸支局、岩手県トラック協会からのお知らせ 貨物自動車運送事業者の適正な運賃収受について

今般の燃料価格上昇によって貨物自動車運送事業者の経営状況に与える影響が懸念されています。こうした燃料価格の上昇分については、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等によって適正な運賃収受に繋げ、貨物自動車運送事業者のみがその負担を抱えないことが必要です。

また、今般の燃料価格上昇は、適正な運賃収受の重要性について認識を新たにするものではありますが、そもそも、「標準的な運賃」において積算される人件費、車両更新に要する費用、事業運営や物流効率化に必要となる設備導入に要する経費などを含め、適正な運賃を収受することが物流の持続可能性を確保するうえで重要です。

つきましては、荷主(運送委託者)と貨物自動車運送事業者が協議の上、適正な運賃による運送契約の締結 を行うことは、取引環境の適正化のために不可欠であることから、事業者の皆さまにおかれましては、今般の 趣旨についてご理解いただき、下記事項にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1. 貨物自動車運送事業者と協議の上、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しを行うこと。
- 2. 貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となること。

# 協会けんぽからのお知らせ 令和4年度の保険料率が変わります

 令和3年度
 令和4年度

 令和4年2月分 (3月納付分)まで
 令和4年3月分 (4月納付分)まで

 健康保険料率 (岩手支部)
 9.74%
 +0.17%
 9.91%

 介護保険料率 (全国一律)
 1.80%
 -0.16%
 1.64%

健康保険料率は、各都道府県の医療費水準に基づいて算出しております。

令和4年度は岩手県における医療費の増加が見込まれるため、健康保険料率を改定いたします。

※健康保険料と介護保険料は、労使折半となります。 ※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者) には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

- ※賞与については、支給日が3月1日分から 変更後の保険料率が適用されます。
- ※任意継続被保険者の方は、令和4年4月 納付分の保険料から変更になります。

### 健康保険料率の上昇を抑制するため、皆さまにご協力いただきたいこと

- ①年に1回健診を受けていただくこと
- ②健康サポート(特定保健指導)の利用や医療機関への早期受診で重症化を防ぐこと
- ③事業所を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと(いわて健康経営宣言)

お問い合わせ先 全国健康保険協会(協会けんぽ) 岩手支部 TEL 019-604-9018(企画総務グループ)

# 会員組合等実施事業のご紹介

### 遠野すずらん振興協同組合「LINE 公式アカウント」セミナーを開催

遠野すずらん振興協同組合(須藤義幸理事長)は1月17日 (月)、本会の事業継続伴走型支援事業を活用し、店舗向け SNS サービス「LINE 公式アカウント」の活用に向けたセミナーを 開催した。

盛岡市内でホームページ制作等を手掛ける(有)ライフアシスタンスカンパニーの代表取締役の千葉英男氏と取締役・企画営業部長の峰川みゆき氏を講師に迎え、LINE公式アカウントの仕組みや特徴などの基礎知識、各種機能について習得するとともに、SNS時代におけるマーケティング戦略や顧客づくりのあり方、取組方策等について理解を深めた。



### 岩手県総合建設業協同組合「新制度対応研修会」を開催

岩手県総合建設業協同組合(小山茂理事長)は本年1月1日に施行された電子帳簿保存法の改正並びに令和5年10月1日よりインボイス制度が導入されることになり、制度対応に万全を期すため1月21日(金)「インボイス制度及び電子帳簿保存法の改正について」と題し、研修会を開催した。

今回の研修では組合員企業での対応強化を図るため、まずは 経営者の理解を深めることにより各社事務部門の円滑な導入 に資することを目的とする。

講師に八木橋美紀税理士事務所所長の八木橋美紀氏を迎え、 両制度の内容及び対応事項等についてのポイントが説明され た。



インボイス制度導入にあたって講師から本業界では実務上で複数税率計算はほぼ発生しないことから円滑な対応が期待できること、また改正電子帳簿保存法では令和5年12月末日まで猶予期間があることから、この間に改正対応に向けた必要な準備項目について解りやすい説明により、出席者は熱心に耳を傾け理解を深めた。

### 岩手県室内装飾事業協同組合青年部「職長・安全衛生責任者教育講習会」を開催

岩手県室内装飾事業協同組合(細野呼攸理事長)及び同青年部(佐藤勝青年部長)では、1月24日(月)、25日(火)に盛岡タカヤアリーナにて、安全衛生吉田事務所の吉田多加司氏を講師に迎え、職長・安全衛生責任者教育講習会を開催した。同講習会は、職長の職務内容と安全衛生責任者の職務内容を的確に遂行するため、行政通達に基づき、14時間行わなければならない。

吉田講師より、職長・安全衛生責任者の役割、作業員に対する指導及び教育の方法、危険性又は有害性等の調査と提言措置等、職長・安全衛生責任者が行う安全施行サイクル、異常時や災害発生時における措置について解説された。



建設工事現場では、工程の進捗にあわせて作業内容や作業環境が日々変化しており、また、高所作業や重機による作業があるなど、重篤な労働災害を起こしやすい状況にあるが、これらの労働災害も日常の安全衛生管理を着実に行うことにより、その大部分は防止することができる。

30 以上

# 岩手県内中小企業の景況

### 1. 全国の景況

### (全国中小企業団体中央会令和4年1月25日発表)

12月のDIは改善続くも、先行き慎重な見方続く。新型コロナウイルス感染者数の減少により、飲食・宿泊業等の対面サービスを主体とする業種を中心に売上が回復基調にある。一方、製造業を中心とした幅広い業種で、部品不足や原材料価格高騰によるコスト負担の増加は続いており、今後の価格転嫁が課題となっている。新たな変異株の動向が見通せないなか、多くの事業者が先行きの景況感に慎重な見方をしている。経済活動への影響の長期化に伴い、今後の資金繰りや雇用の面で悪影響が懸念される。新型コロナウイルスの感染防止対策が効果を発揮し、早期収束に期待を寄せる声も引き続き多い。

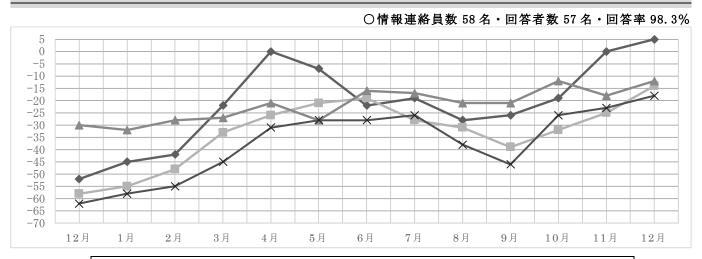
### 2. 景況天気図(県内)…令和3年11月と令和3年12月のDI比較

天気図の見方…各景況項目について「増加」「好転」業種割合から「減少」「悪化」業種割合を引いた値をも とに作成。ただし、在庫数量はプラスの場合は雨、マイナスの場合は晴れの方向を表す。

とに作成。ただし、在庫数量はブラスの場合は雨、マイナスの場合は晴れの方向を表す。										
令和3年	全産業			製造業		非製造業				
12月分	11月	12月	前月比	11月	12月	前月比	11月	12月	前月比	10~29
売上高	0	5	5P 🐙	16	16	0P <b>→</b>	<u>→</u> △ 8	0	8P 🐙	
在庫数量	<u>△</u> 18	3	21P 🛳	<u>△</u> 16	5	21P <b>&gt;</b>	<u>△</u> 20	0	20P 🛳	△9~9
販売価格	4	9	5P 🚚	5	11	6P 🚚	3	8	5P 🚚	
取引条件	△ 12	<u></u>	3P 🐙	<u>→</u> 5	<u>→</u> 5	0P <b>→</b>	△ 16	△ 11	5P 🐙	△10∼△29
収益状況	<u>↑</u>	△ 14	11P 🐬	△ 11	△ 26	15P 🛳	<b>→</b> 32	<b>☆</b> △ 8	24P 🐙	
資金繰り	△ 18	<u>↑</u>	6P 🐙	<u>↑</u>	<u>↑</u>	5P 🛬	<u>→</u> 21	<u>→</u> 11	10P <b>3</b>	△30∼△49
設備操業度	5	△ 16	21P 🛳	5	<u>↑</u>	21P 🛳	_		_	<u></u>
雇用人員	<u></u>	0	5P 🐬	5	0	5P 🛳	<u>↑</u>	0	11P <b>3</b>	△50以下
業界の景況	<u>→</u> △ 23	<u>→</u> △ 18	5P 🐬	<u>→</u>	<u>→</u> △ 21	10P 🛳	<u>→</u>	<u>↑</u> △ 16	13P <b>3</b>	

DI (Diffusion Index) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。 「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いた指数のこと。

### 3. 全産業(県内)…令和2年12月~令和3年12月 DI推移(売上高・収益・資金繰・景況)



令和3年12月DI《 ◆…売上5 ■…収益 -14 ▲…資金繰り -12 ×…景況 -18 》

### Ⅲ. 各業種の概況(県内)…令和3年12月分

### ◇パン 製造業

年末はやや回復した人出に支えられた。

### ◇酒類製造業

蔵元の移出数量は、回復してきていると思われるが、今後の情勢次第にかかっている。

### ◇めん類製造業

お歳暮の需要も縮小傾向になり売上の維持が難しい状況である。

### ◇家 具・装 備 品 製 造 業

関東方面への出荷は回復しつつあるが、それ以外では依然として厳しい状況が続いている。

### ◇一般製材業

製材品の価格は昨年同期と比較すると高値で推 移している。また、原木(丸太)の価格が上昇し ており、入手し難い状況になってきた。

### ◇印刷業

資材の値上げが収益を圧迫、用紙の値上げも 近々予想され、収益好転の兆しは見通せず。

### ◇生 コ ン ク リ ー ト 製 造 業

民需の増加した地域では官需が減少し、官需が 増加した地域では民需が減少した結果、全体の出 荷量は前年の3分の2の水準に落ち込んだ。

### ◇砕 石 製 造 業

エネルギーコスト上昇、諸資材高騰による経営圧 迫が深刻化してきている。

### ◇野 菜 果 実 卸 売 業

野菜は天候不順の影響により入荷・単価とも安定 せず、果物類は特にりんごの作柄が悪く入荷量が大幅に減少、単価も非常に高く動きが悪かった。

### ◇各種商品卸売業

靴卸関係では冬物の特売品が良く出た。小売店での初売りは良好。秋口からコロナの新規感染が落ち着き、年末は食品卸などで改善された。機械部品などの品不足は引き続き深刻である。

### ◇水 産 物 卸 売 業

鮮魚の取扱量も少量ながら増加、鮮魚の値段が全体的に高騰し、取扱金額が増加した。

### ◇酒 · 調 味 料 小 売 業

飲食店では客足が戻り始め納入が増えたものの、まだ厳しい状況が続いている。

### ◇食 肉 小 売 業

食肉市況も消費動向に連動し、食肉市場の休市でも大幅な値上がりもなく安定した利益確保ができた。一方、飲食店、ホテル等への売上が伸び悩み、 在庫量が増加した事業所が見られた。

### ◇燃料 小売業 ①

ガソリンは価格上昇の影響、灯油は昨年に比較し 暖冬であったことから売上が落ち込んでいる。

### ◇燃料小売業2

L Pガス船荷渡価格は、需要が多いものの供給も 潤沢で、小幅な下落傾向となっている。

### ◇野 菜 ・果 実 小 売 業

今年はリンゴの収穫量が春先の雹被害で見込めず 3 割減、品質の悪さから贈答用りんごは半分程度しか対応できなかったことも影響した。

### ◇各種商品小売業

全国的な感染収束傾向とお出かけ、交流の回復により、お客様の動きが活発化し、全業種プラスという結果につながった。(ショッピングセンター)

### ◇商 店 街 (盛岡市)

年末には夜の飲食街でも久々に賑わいが見られた。一方で、コロナの影響による老舗飲食店閉店という寂しいニュースもあった。

### ◇旅 館 業

県民割や市町村割等の支援もあり回復傾向が見 受けられた。

### ◇旅 行 業

新型コロナウイルス感染症も落ち着いていることから、需要回復の兆しが見えてきた。

### ◇飲食業

コロナ対策で持ち帰りの商品や予約など増やせるように考えて行きたいと思っている。

### ◇自動車整備業業

半導体不足の影響が今年夏ごろまで続くとの見 方がされており、そのことから大型・普通車など の新車販売に影響を与えると言われている。

### ◇建物 サービス業

原油価格の高騰による影響で、資材の値上げが 相次いでおり、経営は厳しさを増す。

### ◇土 木 工 事 業

民間大型物件への出荷が予定よりずれ込んでお り、思ったような出荷増にはなかなかならない。

### ◇電 気 エ 事 業

全県各地域で照明器具・資材等納期遅延増加。県 南、沿岸地域で電線等資材価格上昇となっている。

### ◇塗装工事業

閑散期のため需要が大幅に落ち込んでいる。

### ◇一般乗用旅客自動車運送業

共同乗車券事業の売上高は、前年度売上高に達していない状況にある。

# 若手経営者連携促進フォーラムのお知らせ

下記のとおり「若手経営者連携促進フォーラム」の開催を予定しておりますのでご案内いたします。

■ 開催日時 令和4年3月15日(火)15:00~

■ 講 演 講 師: 秋田 豊 (あきた ゆたか) 氏

いわてグルージャ盛岡 監督 (元サッカー日本代表)

テーマ:「一流の思考力」



### <講師プロフィール>

1970年名古屋市生まれ。愛知高校、愛知学院大学を経て93年に鹿島アントラーズに入団。不動のセンターバックとして活躍し9個のタイトル獲得に貢献。日本代表としては95年に初選出され98年W杯フランス大会、02年W杯日韓大会に出場。国際Aマッチ通算44試合に出場。07年に現役を引退した後は、08年に京都サンガFCコーチ、10年に監督就任。その後12年に東京ヴェルディのコーチ、FC町田ゼルビアの監督に就任。20年にいわてグルージャ盛岡の監督就任。21年には悲願のJ2昇格を果たす。

■ 懇 親 会

 $17:00\sim$ 

■ 開催場所

アートホテル盛岡 3階 鳳凰の間(盛岡市大通3丁目3-18)

■その他

- ・申し込み方法等の詳細は本会ホームページをご参照ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大の状況により内容を変更する場合がございます。

○担当:企画振興部 TEL:019-624-1363

# 商業活性化セミナーのお知らせ

組合イベントや個店の魅力を効果的に発信するための手法であるSNSの活用方法について、下記の通りセミナーを開催致します。(申込方法は本会ホームページをご参照下さい。)

■開催日時 令和4年2月24日(木) 13:30~15:30

■開催形式 Ζοοmによるオンラインセミナー

■講演テーマ 個店の集客力強化に向けた、SNSを活用した魅力の伝え方

■講師 ヒト・チェ 代表 アートディレクター 光安 勲 氏

東京・博多などでグラフィックデザイナーとして勤務後、盛岡に移住。広告制作会社で企業や自治体の広告全般に携わり、2016年に販促企画・広告デザインを生業とする「ヒト・チエ」を設立。従来の制作業務に加えて、広告デザインに関する専門家業務も行う。復興庁アドバイザー、エキスパートバンク登録専門家。



# いわてキラリ企業・みんなの就職フェア3月7日~8日開催

いわてキラリ企業みんなの就職フェアは、経済産業省・東北経済産業局の委託を受け、県中小企業団体中央会が実施する企業合同就職マッチング・イベントです。

出展するのは、若者の職場定着率が90%以上、月平均残業時間が15時間以内、福利厚生や人材育成制度が充実しているなど、働き方改革や生産性向上に積極的に取り組んでいるキラリと光る強みを持った企業です。

初日の3月7日は、27社が出展する合同就職説明会です。翌日の3月8日には企業見学ツアーを実施します。詳細プログラムは「いわてキラリ企業就職ナビサイト」に掲載してますので、ぜひアクセスしてください。



岩手则	具中小企業団体中央会	主要日誌		令和4年1月分
■岩手!	県中央会主な実施事業等		1月6日	岩手経済同友会新年祝賀交歓会
1月12日	第1回ティール組織セミナー		1月18日	岩手県在籍型出向等支援協議会
1月13日	2022年新春中央会組合トップセミナー			健康経営実践支援会議
■関係	幾関・団体主催行事への出席等		1月28日	第73回全国植樹祭岩手県実行委員会第5回総会
1月5日	盛岡商工会議所新年賀詞交換会			いわてアグリフロンティアスクール評価委員会